

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H29・4・20 第140回総会；長野市ほか15市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名 称	総務省・財務省・環境省 環境部
件名	17 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市・松本市・上田市・須坂市・伊那市・駒ヶ根市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・安曇野市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されるよう求める。</p> <p>全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・ごみ処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壤汚染対策等高額な費用がかかるが、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合には交付金の交付対象となっていない。 ・また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、交付金による支援範囲の拡充が必要である。 		

【長野広域連合】

- ・長野広域連合では、ごみ焼却施設 2 施設（長野市・千曲市）、最終処分場 1 施設（須坂市）を整備する計画を進めている。
- ・長野市に計画するごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約 7 年の長きにわたり、地域住民との協議や地元説明会等、多大な労力を費やし、平成 25 年 3 月にようやく地域住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。
- ・現在稼働中のごみ焼却施設は、老朽化が進んでおり、早急に新たなごみ焼却施設を整備する必要がある。
- ・長野広域連合が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には、交付金が不可欠である。（平成 29 年度当初交付金内示額は要望額の約 97.8 パーセント）
- ・特に長野市に建設するごみ焼却施設は、28 年度から本格的な施設の建設工事に着手しており、計画どおりの事業推進を図るために交付金要望額の満額確保が必要である。
- ・工事に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となつておらず、懸念事項となっている。

また、既存施設の解体撤去工事費についても、新施設の稼働後、稼働を停止した施設は、管理面及び景観の点から速やかに解体を進めなければならないが、管理する市町村等で解体費用すべてを一般財源で賄わなければならず、財源確保が大きな課題となっている。

【上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の 3 か所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3 クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去 2 度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成 24 年 6 月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に

- 交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るために周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、平成32年度の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）の整備を進めている。
- ・施設の早期整備に向け、現在、造成工事、施設の詳細設計等を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、平成29年度から施設本体建設工事の着手を予定しているが、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成23年12月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。
- ・ごみ処理施設の改良事業は、平成29年度に5か年計画の最終年度を迎える。ごみ中継施設を新設する整備事業は、平成30年度に完了する計画である。（交付実績（内示額を含む）H25～H29 97.1パーセント）
- ・ごみ焼却施設は、改良事業により設備の延命を図ってきたが、平成40年には現施設の運転が終了することから、新焼却施設建設に向けた新たな整備計画を策定することとなる。施設の整備には、地域住民の理解や協力が不可欠で、周辺環境の整備も求められ多くの費用を要するため、支援範囲を拡充した交付金による支援が必要である。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。

- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないとこと、また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（リサイクル施設）の老朽化が著しいことから、両施設の整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は31年度、最終処分場は32年度とされている。
- ・現在、施設整備に向け3市町村の協議を行っているが、平成28年度から事業に着手し、併せて、諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を行った。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内的一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合の市町村内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を計画している。施設整備後は、2か所の不燃物処理施設は不要な施設となり、早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、候補地決定以来これまでに9年をかけて、平成28年10月から建設工事に着工している。
- ・今後、平成30年度中の稼働を目指し、着実に施設建設を進めることができられているが、29年度及び30年度の建設費用は多額である。
- ・29年度は要望額に対し、ほぼ満額確保されたが、30年度も交付金の要望額が確実に交付される予算確保を要望する。
- ・事業着手後において、当該交付金が削減された場合、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすとともに、予算の確保ができないことによる事業の遅れは、市民の安全安心の確保ができないばかりか、地元との新たな調整が必要になることも考えられる。
- ・また、ごみ焼却施設の建設には、施設に必要な管理棟などの全ての建屋建築、外構整備、及び住民理解を得るために周辺環境の整備（公園緑化等）や、解体撤去工事が不可欠であり、多額の事業費となることから、これらについても交付対象事業とすることを要望する。

【穂高広域施設組合】

- ・安曇野市的一般廃棄物中間処理(ごみの焼却処理等)は、一部事務組合である穂高広域施設組合(安曇野市・池田町・松川村・生坂村・麻績村・筑北村の6市町村で構成)の穂高クリーンセンターで行っている。現施設は、稼働から既に22年が経過し、施設の更新整備に向けて、穂高広域施設組合では、平成27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定した。
「新ごみ処理施設整備事業」の財源にはこの交付金が不可欠であるため、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。
- ・穂高広域施設組合では、平成33年3月の稼働を目標に、ごみ焼却施設(熱回収施設)を更新整備するため、平成27年12月循環型社会形成推進地域計画を策定している施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。

法令
関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
循環型社会形成推進交付金要綱